

## 1. 訪問看護の利用料

利用料として各種保険に基づき、必要な訪問看護利用料金を請求いたします。本人負担額は保険各法により異なります。

### <交通費>

公共交通機関等使用時	実費
------------	----

自動車使用時		
介護保険	うきは市、久留米市内 (田主丸町、大橋町、草野町、善導寺町)	無料
	上記地域以外で 片道10km以上の区域	1日につき 400円
	上記地域以外で 片道20km以上の区域	1日につき 800円

医療保険	介護保険利用中の特別指示により医療保険になった場合も含む	
	片道10km以内の区域	無料
	片道10km以上の区域	1日につき 400円
	片道20km以上の区域	1日につき 800円

### (1) 利用料金などのお支払い方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料をあらかじめ指定された方法でお支払いください。費用の支払いについては、利用者又はその家族に対し請求内容を説明し又、支払いに対し明細を記載した領収証を発行いたします。

- ・現金の場合：訪問日に請求となります。
- ・口座引き落としの場合：毎月25日の引き落としとなります。(土日祝日の場合は翌営業日)  
尚、利用料の請求をお願いしたにもかかわらず、お支払いが2ヶ月間滞った場合は、訪問看護の提供を、一旦休止させていただきます。

## (2) 介護保険法における要介護者等に指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の単位数(1単位10円)

※利用者の負担額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合となります。  
利用料に対して訪問看護処遇改善加算1.8%が加算されます。

サービスの内容/1回あたりの所要時間	介護	予防	夜間・早朝・深夜加算
20分未満	314単位	303単位	夜間早朝 +25/100
30分未満	471単位	451単位	
30分以上60分未満	823単位	794単位	
1時間以上1時間30分未満	1128単位	1090単位	深夜 +50/100
1回20分(理学療法士等の場合)	294単位	284単位	
・早朝(午前6時～午前8時まで) ・夜間(午後6時～午後10時まで) ・深夜(午後10時～午前6時まで)			
主な加算		単位数	
初回加算Ⅰ(退院日に訪問)	初回月に	350単位	
初回加算Ⅱ(退院翌日以降)	初回月に	300単位	
緊急時訪問看護加算Ⅰ	1月につき	600単位	
特別管理加算Ⅰ	1月につき	500単位	
特別管理加算Ⅱ	1月につき	250単位	
サービス提供体制加算Ⅰ	1回あたり	6単位	
長時間訪問看護加算	1時間30分以上	300単位	
複数名訪問看護加算Ⅰ	30分未満	254単位	
	30分以上	402単位	
退院時共同指導加算 (特別な管理を要する者である場合2回)	1月に1回	600単位	
ターミナルケア加算 (指定介護予防訪問看護を除く)	1回のみ	2500単位	
専門管理加算	1月につき	250単位	

※特別管理加算(Ⅰ)の対象となる方は以下のイの管理を受けている方です。

イ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理が必要な状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

※特別管理加算(Ⅱ)の対象となる方は以下のロ・ハ・ニ・ホの管理が必要な方です。

ロ) 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

ハ) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

ニ) 真皮を超える褥瘡の状態

ホ) 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

(3) 健康保険法・後期高齢者医療制度各法に規定される指定訪問看護を提供した場合の金額

※利用者の負担額は、負担割合に応じた金額となります。

主な項目		(全額)
訪問看護基本療養費 (I)	週3日目まで	5,550円
	週4日目以降	6,550円
訪問看護管理療養費	月の初日	7,710円
	2日目以降	3,010円
難病等複数回訪問加算	1日のうち2回目	4,500円
	1日のうち3回目	8,000円
24時間対応体制加算	1月につき	6,800円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円
	月15日目以降	2,000円
特別管理加算	1月につき	2,500円
特別管理加算(重症度の高い方)	1月につき	5,000円
訪問看護情報提供療養費1 (久留米市、うきは市以外)	1月につき	1,500円
長時間訪問看護加算	90分を超える場合	5,200円
乳幼児加算(6歳未満の乳幼児)	1日につき	1,300円
乳幼児加算(厚生労働省が定める者に該当する6歳未満の乳幼児)	1日につき	1,800円
複数名訪問看護加算	週1回	4,500円
看護・介護職員連携強化加算	1月につき	2,500円
夜間・早朝訪問看護加算	1回につき	2,100円
深夜訪問看護加算	1回につき	4,200円
退院時共同指導加算	1回につき	8,000円
特別管理指導加算	1回につき	2,000円
退院支援指導加算	退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われた際に算定	6,000円
	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し長時間にわたる療養上必要な指導を行ったとき	8,400円
訪問看護ターミナルケア療養費1 (在宅看取りの場合)	※1人の利用者に対し1つの訪問看護ステーションにおいてのみ算定	25,000円
訪問看護基本療養費(III)	1回につき	8,500円
在宅患者連携指導加算	1月につき	3,000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	1月につき(月2回に限り)	2,000円
専門管理加算	1月につき	2,500円
訪問看護医療DX情報活用加算	1月につき	50円
訪問看護医療情報連携加算		1,000円
訪問看護ベースアップ評価料	1月につき	1,830円
訪問看護物価対応料	月の初日	60円
	2日目以降	20円

(4) 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問看護ステーションは社会福祉法人ひじり会 ひじり会24時間ケアセンターにじの家と業務連携委託契約しています。

※利用者の負担額は、介護保険負担割合証に記載された負担割合となります。

介護度	単位数
要介護1	2,945単位
要介護2	
要介護3	
要介護4	3,745単位
要介護5	

(5) その他の利用料 ※保険外(医療保険)

規定時間(90分)を超える訪問看護料	30分毎	1,000円
業務時間外の訪問看護料	30分毎	1,000円
営業日以外の訪問看護料	30分毎	1,000円
1日に4回目の訪問看護料		5,550円
死後の処置料		15,500円
外泊中の予定訪問外の緊急対応(入院中)		8,500円
日常生活上必要な物品		実費